

平成31年4月1日からの“事業ごみ”の出し方（集積所排出）

- ◆ 事業ごみの集積所排出には **集積所管理者の許可** と **市役所環境課に登録** が必要です。
- ◆ 市役所環境課で手続きをし、『**指定有料袋**』で集積所に排出してください。（環境課窓口で販売。集積所排出許可を受けた登録事業者に別途通知。）
- ◆ 事業系資源ごみ・不燃ごみ集積所排出は、可燃ごみ集積所排出登録事業者で、かつ、少量に限ります。（**下表参考**）
- ◆ 店舗併用住宅で **事業ごみ少量**、かつ、1回あたり排出量《事業・家庭》が**合わせて1袋程度以下**の場合は、家庭ごみとして排出することも可とします。（**手続き任意**）

廃棄物の種類 事業所の種類		可燃ごみ ※ 事業系可燃ごみ集積所排出登録事業者であること。少量であること。（1回につき 指定有料袋3袋まで）	資源ごみ ※ 事業系可燃ごみ集積所排出登録事業者であること。少量であること。（30リットル袋1袋に入る程度の量まで）		不燃ごみ ※ 事業系可燃ごみ集積所排出登録事業者であること。少量であること。（30リットル袋1袋に入る程度の量まで）	その他
			飲料缶・飲料びん ペットボトル・容器包装プラ	紙類		
独立事業所 (病院、保険会社事務所、金融機関、印刷事務所、工場等)		○ 紙くず、木くず、お茶がら等残飯くず、使用済みのプラ製事務用品等 ※ 印刷工場の印刷くず(紙くず)は産業廃棄物です。集積所に排出しないこと。	○ ※ 従業員の飲食に伴って発生する資源ごみに限る。			《店舗併用住宅》 店舗(事務所)からの事業ごみと住宅からの家庭ごみを分けて管理してください。
幼稚園・保育園 グループホーム等 (高齢者等共同生活施設)		○ 紙くず、木くず、残飯くず、使用済みのプラ製事務用品等 ※ 多量の衛生用品は集積所に排出しないこと。	○ ※ 従業員、生活者の飲食に伴って発生する資源ごみに限る。	○ 購読新聞 1ヶ月分 + 同程度量の雑紙	○	《可燃ごみ》 ごみ収集1回当たりの排出可燃ごみ量は、指定有料袋3袋までです。 《注意!》 可燃ごみ袋(指定有料袋)に不燃ごみ(金属・ガラス・陶磁器)は、絶対に入れないでください。(弁当のアルミ製カップ等)
店舗等 併用住宅 事業所	飲食店・食堂	○ 紙くず、木くず、売れ残り等残飯くず、毛髪、使用済みのプラ製事務用品等 ※事業活動からの可燃ごみは指定有料袋に、生活からの可燃ごみは家庭ごみ指定袋に分けて排出すること。	○ ※ 従業員の飲食に伴って発生する資源ごみに限る。	※ 商品・製品梱包の段ボールは排出不可。 ※ 印刷工場の印刷物は産業廃棄物なので排出不可。	○ 金属製事務用品 や湯呑茶わん等の 廃陶器等 ※ 机・椅子・書庫等の 廃事務備品は集積所に 排出できません。	《資源ごみ・不燃ごみ》 資源ごみを集積所に排出する際は、コンテナ又はネットに直接入れてください。 《注意!》 事業者は、多量の資源ごみ・不燃ごみを集積所に排出できません。 清涼飲料等の自動販売機の場合、空きびん、空き缶、空きペットボトルは設置業者に回収を依頼してください。 《拠点回収》 事業系ごみは排出できません。(地区センターなどに設置している衣類回収ボックス、小型家電回収ボックス、水銀廃製品回収ボックスは家庭ごみ専用です。)
	菓子等製造・小売り業					
	コンビニ店					
	食肉・野菜販売店					
	酒販売店					
	電化製品販売業					
	理容美容業					
	個人事務所					
集積所排出の 手続き任意 (事業ごみ少量)		家庭ごみと事業ごみ合わせて1袋程度以下で、事業ごみ量が家庭ごみ量に比べて少ない店舗等併用住宅事業所においては、可燃ごみ・資源ごみを家庭ごみとして集積所に排出することを可とします。 ※ この場合の、集積所排出手続きは任意ですが、1袋を超える場合は手続きが必要です。なお、集積所管理者等の了解を得られない場合は、市の施設に直接搬入するか、許可業者に収集を依頼する等、適正に処理してください。				